



鳥取県公報

平成12年6月16日(金)

号外第61号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 規 則 鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則（職員課）…………… 1

—— 公布された規則のあらまし ——

◇ 鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則

1 権限配分の見直しによる改正

(1) 次に掲げる部長専決事項を知事決裁事項に改めることとした。

ア 鳥取県個人情報保護条例に基づく知事の権限

(ア) 個人情報の訂正請求に対する決定及び期間の延長のうち特に重要なもの

(イ) 個人情報の取扱いの是正の申出又は再申出に対する処理のうち特に重要なもの

イ 鳥取県情報公開条例に基づく知事の権限

(ア) 公文書の開示請求に対する決定並びに期間の延長及び期間の延長の特例の決定のうち特に重要なもの

(イ) 部分開示の決定及び非開示の決定であって、定型的なものを非開示とするもの以外のもの

(ウ) 文書不存在の決定及び存否応答拒否の決定

ウ 会議の開催のうち特に重要なもの

(2) その他

ア 鳥取県個人情報保護条例に基づく開示請求に対する開示の決定等のうち重要なものを部長の、軽易なものを課長の、地方機関に係るものを地方機関の長の委任決裁事項とすることとした。

イ 鳥取県情報公開条例に基づく公文書の開示請求に対する開示の決定等のうち重要なものを部長の、軽易なものを課長の、地方機関に係るものを地方機関の長の委任決裁事項とすることとした。

ウ 会議の開催のうち重要なものを部長の、軽易なものを課長の委任決裁事項とすることとした。

2 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとした。

規 則

鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成12年6月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第79号

鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則

鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）の一部を次のように改正する。

第1条中「本庁において処理するものの決裁並びに地方機関において処理するものの委任及びその」を削る。

第2条第4号中「地方機関の長が」を削る。

第6条中「地方機関の長に」を「当該○印を付けた者に」に改め、「この場合において」の次に「、地方機関にあつては」を加える。

第9条中「地方機関の長」を「委任決裁権者」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条、第4条、第5条、第6条、第10条関係）

共通事項に係る事務処理権限

事 種 類	項 内 容	知事	事務処理権限の区分												
			専 決 権 者					委 任 決 裁 権 者							
			部長	課長	総括補佐	係長	地方機関の長	部長	課長	総括補佐	係長	地方機関の長			
一 公文書に関する事務	1 条例の公布	○													
	2 規則の制定若しくは改廃又はその公布	○													
	3 訓令の制定又は改廃 (一) 特に重要なもの (二) 重要なもの	○	○												
	4 告示、公告その他の公文書の公表 (一) 特に重要なもの (二) 重要なもの (三) 軽易なもの	○	○	○											
	5 通達、申請、進達、副申、通知、照会、回答、報告又は催告 (一) 地方機関の長に委任された事務に係るもの (二) (一)以外のものに係るもの (1) 特に重要なもの (2) 重要なもの (3) 軽易なもの イ 簡易な方式による照会、回答、督促又は付せん返戻 ロ イ以外のもの	○	○			○									○
	6 鳥取県個人情報保護条例（平成11年鳥取県条例第3号）に規定する知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの (一) 同条例第6条の規定による個人情報取扱事務の登録又は登録の変更若しくは抹消 (二) 同条例第14条の規定による個人情報の開示請求に対する決定、不存在通知及び期間の延長 (1) 本庁が管理している個人情報に係るもの イ 重要なもの ロ 軽易なもの (2) 地方機関が管理している個人情報に係るもの								○					○	

(三) 同条例第19条第1項の規定による口頭により開示請求ができる個人情報の決定

(四) 同条例第23条第1項及び第2項の規定による個人情報の訂正請求に対する決定及び期間の延長

(1) 特に重要なもの

(2) (1)以外のもの

イ 本庁が管理している個人情報に係るもの

(イ) 重要なもの

(ロ) 軽易なもの

ロ 地方機関が管理している個人情報に係るもの

(五) 同条例第29条及び第30条第4項の規定による個人情報の取扱いの是正の申出又は再申出に対する処理

(1) 特に重要なもの

(2) (1)以外のもの

イ 本庁が管理している個人情報に係るもの

(イ) 重要なもの

(ロ) 軽易なもの

ロ 地方機関が管理している個人情報に係るもの

7 鳥取県情報公開条例(平成12年鳥取県条例第2号)に規定する知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 同条例第7条の規定による公文書の開示請求に対する決定並びに期間の延長及び期間の延長の特例の決定

(1) 特に重要なもの

(2) (1)以外のもの

イ 本庁が保有している公文書に係るもの

(イ) 全部開示の決定

a 重要なもの

b 軽易なもの

(ロ) 部分開示の決定、非開示の決定、文書不存在の決定並びに存否応答拒否の決定

a 部分開示の決定及び非開示の決定のうち、知事が別に定める特定の非開示情報を非開示とするもの

b a以外のもの

ロ 地方機関が保有している公文書に係るもの

(イ) 全部開示の決定

(ロ) 部分開示の決定、非開示の決定、文書不存在の決定並びに存否応答拒否の決定

a 部分開示の決定及び非開示の決定のうち、

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

義務の特例に関する規則第2条の表第9号及び第10号に該当する場合を除く。 (1) 7日以上にわたる場合 (2) 7日以上にわたらない場合 (四) 所属職員に係るもの(年次有給休暇、無給休暇及び産前休暇等又は職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例(昭和41年鳥取県条例第25号)第2条第1号並びに職務に専念する義務の特例に関する規則第2条の表第9号及び第10号に該当する場合を除く。)	○	○	○	○
7 職員団体の業務に専ら従事する職員に係る事務のうち次に掲げるもの (一) 専従休暇の承認 (二) 職務復帰の許可 (三) 専従休暇の取消し	○			
8 部分休業の承認又は取消し (一) 次長等又は地方機関の長に係るもの (二) 所属職員に係るもの	○	○		○
9 資格付与に係る試験の施行	○			
10 検査、調査、監督、監視、徴収等に従事する職員の任免及び身分を示す証票の交付		○		
11 当該所属における内部組織の分掌事務の決定		○		○
12 所属職員の内部組織の所属への決定(内部組織の長に係るものを除く。)		○		○
13 所属職員の分担事務の決定		○		○
14 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第3号に規定する特別職の職員(専門委員及び人事関係事務手続き要領(昭和49年3月28日付発人第95号)別表第1に掲げる非常勤職員を除く。)の任免及び給与の決定		○		
15 当該所属における地方公務員法第22条第2項に規定する臨時的任用職員及びこれらの者の職に準ずる職員(任用期間が16日未満の者に限る。)の任免及び給与の決定		○		○
16 当該所属における非常勤職員及び臨時的任用職員に係るもので次に掲げるもの (一) 給与の支出命令及び当該支出に伴う法定控除 (二) 給与に関する証明又は報告		○		○
17 所属職員の児童手当の受給資格及びその額の認定		○		○
18 職員の給与の支給に関する規則(昭和27年鳥取県人事委員会規則第3号)第9条第1項又は第3項の規定による地方機関の所属職員の扶養親族の認定				○
19 通勤手当の支給に関する規則				○

<p>び会計に関する事務</p>	<p>金、利子補給金その他の財政援助金の交付の決定、交付の承認、交付の取消し、返還命令その他の処分 (一) 特に重要なもの (二) 重要なもの</p>	<p>○</p>	<p>○</p>														
	<p>2 会計に関する事務 (一) 地方機関に令達された予算の執行その他地方機関における会計に関する事務 (二) 本庁における会計に関する事務 (1) 支出負担行為 イ 1件500万円以上のもの ロ 1件500万円未満のもの (2) 支出命令 イ 1件200万円以上のもの ロ 1件200万円未満のもの (3) 歳入金の調定 イ 負担金、補助金その他これらに類するものの歳入金の調定 (イ) 1件50万円未満の歳入金の事後調定 (ロ) (イ)以外の調定 ロ イに掲げる歳入金以外の歳入金(地方交付税を除く。)の調定 (イ) 1件500万円以上の歳入金の調定 (ロ) 1件500万円未満の歳入金の調定 a 1件50万円未満の歳入金の事後調定 b a以外の歳入金の調定 (4) 寄付金品の受納 (5) 物品の保管換え (6) 戻入金の調定及び歳入戻出金の支出命令 (7) 歳入歳出外現金及び有価証券の出納の通知 (8) 債権の管理に関する必要な措置の決定 (9) 差し押さえられた金銭の供託 (10) 同一会計内の振替え、他の会計への繰入れ並びに歳入歳出外現金への繰入れのための収入又は支出命令</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>
	<p>3 1及び2に掲げるもののほか (一) 特に重要なもの (二) 重要なもの (三) 軽易なもの</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>													
<p>八 公有財産の管理に関する事務</p>	<p>1 物品の貸付け又は借受け (一) 1件の予定賃貸料の額が500万円以上のもの (二) 1件の予定賃貸料の額が500万円未満のもの</p>	<p>○</p>	<p>○</p>														
	<p>2 普通財産の貸付け又は借受け (一) 1件の予定賃貸料の額が</p>	<p>○</p>															

	物件の設置の許可 (二) 同訓令第5条ただし書の規定による(一)の許可の取消し																		
	3 1及び2に掲げるもののほか (一) 特に重要なもの (二) 重要なもの (三) 軽易なもの	○	○	○															
十 その他の 事務	1 一から九までに掲げるもののほか特に重要なもの	○																	
	2 一から九までに掲げるもののほか重要なもの		○																
	3 一から九までに掲げるもののほか軽易なもの			○															

附 則

この規則は、公布の日から施行する。